

- 2021 -
入園のしおり



社会福祉法人おもいやり福祉会

ちはら台東保育園

【住 所】市原市瀬又507

【電 話】0436 (50) 2181

ごあいさつ

かわいいお子さまのお父さんお母さんへ

家の宝、地域の宝、お子さんがすくすくお育ちになり、保育園にご入園頂く桜の花咲く頃になりました。

当保育園は、児童福祉法に基づき皆さまのお子さまの為につくられました、立派な新しい認可保育園です。

子どもたちの安全を第一に、信頼できる園運営を行ってまいります。ご協力を宜しくお願い申し上げます。

「能満幼稚園」「ちはら台幼稚園」「千原台まきその幼稚園」「おゆみ野南幼稚園」は姉妹園です。

三十三年の幼児教育を礎に、市原市の企画社会福祉法人「ちはら台東保育園」を開園致しました。

「三つ子の魂百までも」乳幼児期の体験は、大人になっても影響が及び、大切な心形成の基礎となる保育園生活です。

お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、お世話になる人にありがとうと言える子どもを、保育目標に初心を貫いてまいります。

子どもの目線で、子どもたちがはしゃぎ笑顔をみせて喜んでくれる、楽しい21世紀型の保育園をきっと気に入って頂けると存じます。

どうぞ子育てのことはお気軽に園にご相談頂き、共に生きる社会、ご父兄の皆さんと一緒にお子さんの成長を念じ上げ、お世話になってよかったと言って頂ける、ちはら台東保育園を目指します。

子どもたちともども宜しくお願い申し上げます。

社会福祉法人おもいやり福祉会
ちはら台東保育園
理事長 宇野弘之

児童憲章

- ★ 児童は、人として尊ばれる。
- ★ 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ★ 児童は、良い環境のなかで育てられる。

児童福祉法 [児童福祉の理念]

- ★すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- ★すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

保育所の目的

- ★保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的としています。
- ★保育所の保育とは、養護と教育が一体化した営みであり、健全な心身の発達を図ることを目的としています。

市原市の保育目標

【育てよう！心豊かな子に】

～こんな子どもに育ててほしい～

- いのちを大切にする子ども
- よく遊び、友だちのいる子ども
- よく考え、表現の豊かな子ども

保 育 目 標

★心身ともに健康で生き生きとした子ども

★良いことや悪いことがあることに気付き、約束を守ろう

とする子ども

★友達と一緒に物事をやり遂げようとする子ども

★感動を共有でき、創造性豊かな子ども

★自分の考えを主張できる子ども



園 訓

- ほめて育てる子育て
- 皆笑顔で仲良く楽しい保育園
- そだて！お友達にやさしい、思いやりのある
心豊かな子ども
- お世話になった人に「ありがとう」と言える子
ども
- しつけ、お行儀のよい子 人の悪口を言わぬ先
生と子ども
- お世話になって良かったと喜ばれる みんな
の保育園
- 子どもに怪我をさせない 心身共にすくすく
育つ子ども



＊ちはら台東保育園＊

『保育方針』

＊感謝する気持ち、他人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ。

＊自ら考え、主体的に判断できる力を養う。

＊幼児にふさわしい環境の中で個性を尊重する。

＊お世話になった人に「ありがとう」と言える子ども。

【私たち保育者は】

1. 一人ひとりを大切にする保育。発育段階により弾力的な対応。
2. 楽しい教材を用意し、遊びの中で指導していく。
子どもの関心や好奇心、子どもなりの自由な創造力、直感力を大切に。
好奇心を持続させる手助け。そのための準備や保育の工夫。

【主な保育内容】

- 基本的な生活習慣（心の中にきまりをもち、生活行動の基）
挨拶・返事・食事・衣服の着脱など、自立心の芽を育てる。
- 自由遊び、行事等、豊かな経験（旺盛な好奇心、想像力、集中力、社会性）
興味関心・疑問など、自ら学び感性を育てる。
- 週1回体操講師による体操教室（体力づくり）
- ネイティブの先生による月2回の英語教室
- 鍵盤ハーモニカ、楽器を使った音楽表現
- 自由に絵を描く、四季の制作（想像力・集中力・情操）
- 教材、絵本を使っての数遊びや文字あそび
- 言葉や絵本、お話し、紙芝居（想像の世界）





目次



P1はじめに

1. 保育の実施の期間について
2. 開園日・開園時間について

P2 3. 延長保育について

P3~4 4. 届け出

5. 保育料について

P5 6. 1日の生活の流れ（おおむねの時間帯）

7. 行事予定

P6~7 8. 健康管理について

9. 給食について

P8 10. 送迎について

11. 保育園からのお願い

P9 12. 災害共済への加入について

13. 家庭保育のお願い

14. 災害の時に

P10 15. くすりについて

16. 慣らし保育について

P11 【主な感染症と登園の停止期間一覧表】

P12 【入園時に用意していただく物】

P13 【毎日補充する物】

【毎日持参する物】

P14 【購入用品一覧】

P15 【その他の費用について】

P16 【必要な届け出】



はじめに

乳幼児期は、人間形成の基礎を築く時期です。保育園では、遊びを中心として、健康で意欲的な活動を経験しながら、あたたかい心で協力しあえる子どもを育てることを目標としています。

それには、家庭と保育園で十分に連絡をとることが大切です。子どもを中心としたよりよい保育が行われるために、以下の事項について、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 保育の実施の期間について

保育園の入園期間は小学校就学始期に達するまでの、保護者の就労や家庭状況等に依りて必要と認められた期間です。保護者が入所要件から外れるなどの場合、継続入園はできません。

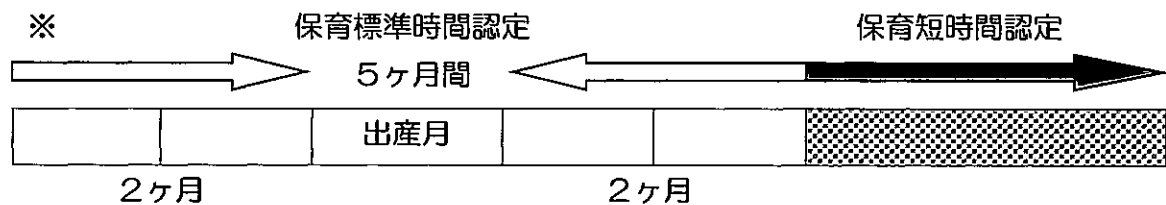
また、年1回、その他必要に応じて、家庭の状況等について事実の確認を行います。

2. 開園日・開園時間について

(1) 開園日：月曜日～土曜日・・・7：00～20：00

休園日：日曜・祝日

年未年始（12月29日～翌年1月3日）



※土曜日の通常保育は、保護者の方や同居されている方がお休みの場合は家庭保育のご協力をお願いします。

※9時までの登園にご協力下さい。休む場合や遅れる場合は、当日の給食やおやつの準備の都合上9時までに連絡をお願いします。

3. 延長保育について

※延長保育を利用する方は申請書の提出が必要です。

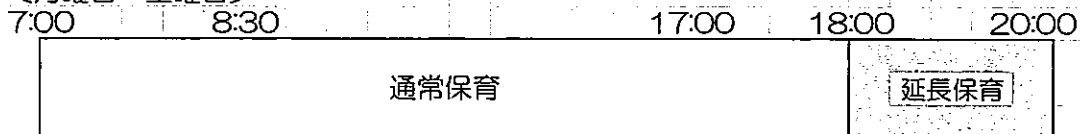
勤務時間等の都合により、基本の保育時間内で送迎ができない場合は、延長保育が利用できます。この場合は事前に『延長保育等利用申込書』を保育園に提出し許可を得てください。(用紙は保育園にあります。)

延長保育は真に止むを得ないと認められ、許可を受けたお子さんだけを対象とします。延長保育の申し込みは、年度ごとに行う必要があります。なお、勤務時間や入園理由に変更が生じて、延長保育の必要がなくなった場合は利用できません。変更が生じた場合は速やかに園までお知らせください。

《延長保育の時間》

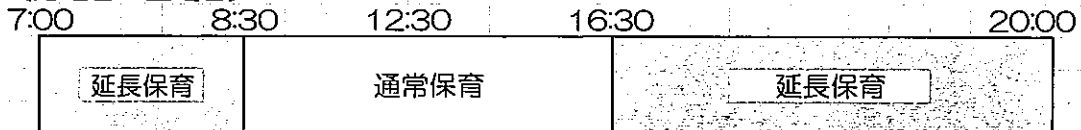
【保育標準時間認定の方】

〔月曜日～土曜日〕



【保育短時間認定の方】

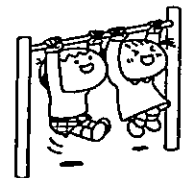
〔月曜日～土曜日〕



○平日の延長保育⇒申請が必要です。

○土曜の通常保育・延長保育⇒申請が必要です。

★色が塗ってある部分(延長保育)は、料金がかかります。



【延長保育利用料】(保育標準時間認定)

(平日・土曜日) 18:01～20:00 (1時間 200円)

【延長保育利用料】(保育短時間認定)

(平日・土曜日) 7:00～8:30 (30分 100円)

16:31～20:00 (30分 100円)

※【上限 6000円/月】

※延長保育料については、兄弟利用による減免はありません。

※休園日は、日曜日・祝日・12月29日～1月3日です。

4. 届出

・次の場合は届出が必要ですので、申し出てください。(事務室に用紙があります。)

- ① 保育の実施理由の変更 → 「教育・保育給付認定内容変更申請書」
- ② 勤務先変更 → 「勤務先変更届」「就労証明書」
- ③ 住所・氏名変更 → 「教育・保育給付認定届出事項変更届」
- ④ 世帯員変更 → 「保育所入所申込書記載事項(世帯員)変更届」
- ⑤ 転園 → 「保育所等転所願」
- ⑥ 退園 → 「保育所等転所願」「保育所退所届」
*退園がわかった時点でお知らせください。
- ⑦ 妊娠・出産 → ①、④、「就労証明書」又は「母子手帳の写し等」
- ⑧ 育児休業 → ①、「就労証明書」又は「母子手帳の写し等」

5. 保育料について

(1) 決定の方法(別紙参照)

保育園の保育料は、子ども未来部保育課にてそれぞれの世帯の前年(度)分の所得税又は住民税の税額に応じ、各階層ごとに認定し、月額を決定します。(3歳未満児)また、同一世帯から保育園又は幼稚園に2人以上のお子さんが利用している場合には、保育料の階層にかかわらず、2人目以降のお子さんについて減免します。

※3歳以上児と、0~2歳児の非課税世帯の子どもは、無償化の対象となります。

2人以上が利用することで減免対象となる施設種類

- 1. 幼稚園
- 2. 認定こども園
- 3. 特別支援学校幼稚園部
- 4. 知的障害通園施設
- 5. 情緒障害児短期治療施設
- 6. 難聴幼児通園施設
- 7. 肢体不自由児通園施設
- 8. 児童デイサービス

(2) 市原市への納入の方法

①口座振替の場合

保育料のお支払いは、安全上の観点から口座振替でお願いします。「市原市保育料口座振替依頼書」用紙は保育園にあります。記入の上、各保育園に提出ください。引き落としは毎月月末です。口座振替の手続き後約2ヵ月~3ヵ月後から振替可能となります。口座振替の出来ない期間については、銀行窓口にて納付してください。

※月末が平日…月末引き落とし

※月末が土日…翌月曜日の引き落とし

※12月について…1月4日の引き落とし

＜口座振替のできる市の指定金融機関・収納代理金融機関＞

- 千葉銀行 ●みずほ銀行 ●三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行
- りそな銀行 ●千葉興業銀行 ●京葉銀行 ●中央労働金庫
- 三井住友信託銀行 ●千葉信用金庫 ●館山信用金庫 ●ゆうちょ銀行
- 市原市農業共同組合 ●君津信用組合

※ LINE Pay・PayPayでのお支払いも可能です。(詳細は、保育課まで問い合わせください)

※ 尚、三菱UFJ銀行では納付書でのお支払いができませんのでご了承下さい。

②延長保育料

延長保育を利用した日数・時間により「延長保育利用明細書」と「集金袋」を翌月にお渡しします。つり銭のないよう1週間以内に保育園に納入して下さい。

※延長保育料を口座振替による納入はできません。

③雑費〔*P15に別途記載〕

保育料以外の雑費徴収は集金袋をお渡ししますので、1週間以内に現金で保育園に納入して下さい。

月刊絵本代	3歳児	月額	430円
	4歳児	月額	450円
	5歳児	月額	450円

(3) 月途中に入・退園した場合の保育料について

育児休業明け、転出等のやむを得ない場合に限り、市で定めた算定式により月額保育料を日割り計算します。

(4) 保育料を滞納すると…


保育園は、皆さまから納めていただく保育料で運営されているため、納めていただく保育料が遅れたり滞納になりますと、保育園の運営に支障をきたしてしまいます。また市税と同様に滞納処分の対象となります。必ず納期限内に納入して下さい。

※指定期日までに納入されない場合は、地方税法の滞納処分の例により、やむを得ず財産差し押さえ等することがあります。

※3歳児～5歳児の給食費は、京葉銀行より引き落としとなりますので、口座の改設をお願いします。

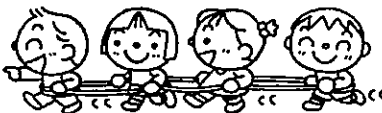
(3歳以上の給食費は、年間提供計画日数にもとづき、ひと月の給食費を算出し、ご負担いただきます。年度始めに保育園給食費納入通知書を配布いたしますので、ご確認下さい。)

6. 1日の生活の流れ（おおむねの時間帯）

時間	0歳	1. 2歳児	3. 4. 5歳児
7:00~	開園	開園	開園
8:30	遊び	遊び	遊び
9:00	個々の生活リズム	栄養補給	集まり
10:00	遊び	戸外・室内遊び	戸外・室内遊び
	授乳(離乳食)		
	睡眠	昼食	
11:00		睡眠	
11:30			
12:30	遊び	起床	昼食
14:30	おやつ	おやつ	睡眠
15:00	遊び	遊び	起床
16:00			おやつ
17:00			遊び
18:00	延長保育	延長保育	延長保育
20:00	閉園	閉園	閉園

※3・4・5歳児は、体操教室、英語あそびやアクティビティを行います。

7. 行事予定

月	主な行事	保護者関連行事	その他
4			
5	交通安全教室	保育参観	健康診断、歯科検診、尿検査
6			
7	七夕、夏祭り	夏祭り、個人面談	
8	プール・水あそび		
9			
10	運動会、ハロウィン	運動会	
11			
12	生活発表会、クリスマス会	発表会	
1		保育参観	
2	豆まき	個人面談	
3	ひな祭り、卒園遠足 お別れ会、卒園式	卒園式	

※0,1,2歳児の個人面談は、誕生月に行います。

8. 健康管理について

(1) 登園する前に

①朝食をしっかり食べて登園をしましょう。朝食は一日のエネルギー源です。

②排便について

排便の状態は、健康度を判断する目安となります。便秘、不消化便、下痢便などよく観察してください。毎朝、家庭での排便は、精神的な安定感を与えますので習慣づけてください。また、伝染性の下痢などもありますので早目の受診をお願い致します。

③毎朝必ず検温をし、職員にお伝え下さい。※普段の体温を把握しておきましょう。

※体温が37度5分以上は、要注意です。できるだけご家庭で休ませてあげて下さい。

④ご家庭でもお子さんの状態が普段と異なった点を感じられましたら、職員にお伝えください。

⑤予防接種は副作用の危険性もありますので、静養を心がけてください。尚、受けての登園の場合は必ず担任又は職員にお知らせ下さい。

(2) 保育時間内でのこと

①発熱したり具合が悪くなったときは連絡いたしますので、できる限り早く迎えに来てください。

②十分注意をして保育を行っていますが、集団生活の中で日常起りうる軽微な怪我（すり傷、きり傷、鼻血、こぶ、打ち身、かみ傷、ひっかき傷等）については、ご理解ください。

(3) 健康診断について

①保育園では、医師が定期的に健康診断を行うほか、身体測定も毎月行っています。ご家庭でもお子さんの体調に十分気をつけ、特に平常体温は調べておきましょう。

②乳幼児期に定められている予防接種等は、お子さんの健康状態をみて受けるよう心がけてください。

③1歳6か月健診、3歳児健診は必ず受診するようにしてください。

（健診日は広報「いちほら」に随時掲載されます。）

④保育園で行う健診等は下記の通りです。

健診の種類	回数	実施時期
医師による健康診断	年2回	5月と11月頃
乳児健診	月2回	毎月
尿検査	年1回	6月頃
歯科検診	年1回	6月頃
歯科衛生士による歯磨き指導	年1回	不定

【嘱託医】

- 小児科医 安藤こどもクリニック 安藤 靖 先生
- 歯科医 石渡歯科医院 石渡 純也 先生

(4) アレルギー体質について

卵や牛乳、大豆製品などのアレルギー診断をされた時は、速やかに担任までお知らせください。お子様の状況に応じた対応をできる限りさせていただきます。

(5) 感染症疾患について

※治ったら登園許可証明書の提出をしてから登園

保育園では、低年齢の児童を集団の中で保育していますので、感染性の病気が発生した場合、感染拡大が心配されます。このような場合、学校保健安全法に準じてその子どもの出席を停止することとしております。停止期間についても学校保健安全法に準じておりますが、乳幼児は学童に比べ抵抗力が弱く、回復までの期間が長くなることもありますので十分注意してください。

病気が治って登園する際は、本人の健康が保育園の生活に支障がないか、他の児童に伝染するおそれがないかについて、医師とよく相談し指示を受けて、その内容については保育園にご連絡ください。また、その際に「登園許可証明書」の提出をお願いいたします。「登園許可証明書」は保育園事務室にあります。

後頁の【主な感染症と登園の停止期間一覧表】をご確認ください。

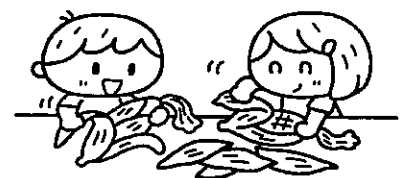
9. 給食について

乳幼児期の食事は、健康・発達の糧であるばかりでなく、望ましい食習慣の基礎を培う大きな役割をもっています。給食を通じ食事への理解を深め、栄養、衛生についての知識を与え、感謝の気持ちを育むなど保育の上でも大きな柱となっています。

当園では、児童の発達段階に応じ、栄養、衛生、嗜好、季節、行事等を考慮し、園独自の献立を実施しています。

《保育園給食の基本形態》

【月～金】	0歳児食	調乳 離乳食
	1・2歳児食	(午前) 栄養補給 (昼) 主食・副食 (午後) おやつ (延長) 補食
	3歳以上児食	(昼) 主食・副食 (午後) おやつ (延長) 補食
【土曜日】	全年齢	(昼) お弁当持参 (午後) おやつ (延長) 補食



○毎月献立を配布します。まだ一度も食べたことのない、食材やメニューがありましたらご家庭で試してください。

○市の保育所では、2歳児までは完全給食（保育料に含む）、3歳児からは給食費は実費徴収となります。1食320円（主食50円・副食220円おやつ50円）を提供しております。

○土曜日は給食がありませんので、各自お弁当持参となります。なお、冷蔵庫での保管はできませんのでご了承ください。

●食物アレルギーのあるお子さんで、除去食の必要な場合は、医師の診断書が必要です。診断書の内容等は、保育園にお問い合わせください。

10. 送迎について

①保護者の方は送迎時必ず、送迎カードを首からさげて園内にお入りください。

②お子さんの送迎は必ず保護者がしてください。都合で他の人に依頼する場合は、必ず前もって園にお知らせください。（事故防止の為、小中学生の送迎はご遠慮ください。）

③お子さんの送迎には、必ず担当保育士に声をかけ、引き渡し後に登降園簿に時間を記入してください。

④定められた時間までに迎えにきてください。やむを得ず遅れる場合は事前に連絡をお願いいたします。

※ちはら台東保育園は近隣の住民の方々と送迎通路の協定を結んでいますので、別紙「保育園への送迎時の運転マナーについて」を確認し、確約書の提出をしていただきます。

11. 保育園からのお願い

①保育園からのお知らせ(保育園だより、その他の各種おたより、献立表)は、よくご覧ください。

②保育園の掲示板もよく注意してご覧ください。

③帰宅後は必ずカバンの中を確認してください。（配布物等）

④提出書類等の期日は守ってください。

⑤家庭でのお子さんの様子については、連絡帳や口頭で出来るだけ詳しくお知らせください。

⑥いつも清潔で、活動しやすい物を身につけ、着替えは過不足のないように補充してください。

⑦外履きは、運動靴などの履きやすい靴をご用意ください。

⑧お菓子、おもちゃ類、キーホルダー等は持たせないようにしてください。

⑨食中毒や感染症予防の観点から、手洗いの励行等衛生面に充分注意してください。

⑩車上荒らしに注意してください。（送迎時には必ず車に鍵をかけ、貴重品等は車の中におかないようにしてください。）

⑪子どもの安全のため門扉は必ず閉めてください。

12. 災害共済への加入について

災害共済、全員が加入を

保育園内で発生した事故、登降園の途中の通常経路で起きた事故、その他保育園の管理下における災害に対して、支払った医療費の一部を助成する制度として、「日本スポーツ振興センター災害共済」があり、保護者の一部負担による加入を全員の方をお願いしています。

※申請上の注意点

1. この共済制度は1年契約のため、毎年更新をお願いします。年度の途中で入園される場合についても、同じ金額を負担していただきます。
2. 保育園の管理下における負傷及び疾患により受診する場合は、災害共済給付の対象となる場合があるため、「市原市子ども医療費助成受給券」は使用しないでください。なお、受給券を使用してしまった場合は、災害共済給付申請の際にその旨を保育園に報告してください。
3. 医療機関を受診した際の領収書は、申請の際に必要なになりますので、大切に保管してください。
4. 給付金が支給されるまでは、医療費は立替え払いとなります。

13. 家庭保育のお願い

保育園では、保護者の就労のニーズに対応している一方で法律で定められた職員の労働条件を守り、所定の休暇を実施しなければなりません。

〔夏季保育・年末の保育・年度末の保育〕の期間は通常の保育は困難なため、出来る限り家庭保育のご協力をお願いいたします。

☆多保護者様がお休みの日には、親子でゆっくりとした時間を過ごしましょう。

14. 災害の時に

大地震、大型台風等の大規模災害の発生するおそれのあるとき、またそれらが発生したときは、園児の安全を確保するために、家庭での保育をお願いすることがあります。

また、保育中に災害が発生したときは、保護者にお引き渡しできるまで、保育園で責任を持ってお預かりしますが、できる限り早くお迎えに来ていただくようお願いいたします。

◎地域避難場所 市原市立桜小学校

15. くすりについて

《与薬は医療行為となるため、基本的に投薬の対応をすることが出来ません。》

- アレルギーに対する薬につきましては、ご相談の上、お預り出来る物が看護師と協議をし、決定させていただきます。
- 塗り薬につきましては、お預り可能です。
- 医師の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に通っていることと、保育園では、(アレルギー以外)薬の使用ができないことをお伝えください。

※ お薬の与薬・使用については医師の投薬指示書が必要となりますので、事前にご提出をお願いいたします。

※ 投薬指示書は事務室でお受け取りください。

16. 慣らし保育について・・・育児休業から仕事復帰される前に

入園時、保育時間を少しずつ長くして、子どもの心の不安や負担を少しでも減らし保育者や友だちに慣れ、楽しく園生活に入っていけるようにしていく期間です。

慣らし保育の利用開始日は内定した月の初日が限度となります。育児休業中に慣らし保育を実施する場合は利用開始前に申出書を園へ提出してください。慣らし保育利用開始日より保育料は発生します。(在籍となります)

(未満児の例) 1～2日目 9:00～食事前まで
3～4日目 9:00～食事後まで
5日目～ 9:00～昼寝後まで



【主な感染症と登園の停止期間一覧表】

	病名	主な症状	登園のめやす
1	インフルエンザ	発熱、咳、くしゃみ、悪寒 背・四肢の疼痛	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから
2	百日咳	かぜの症状から激しい咳、痰	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
3	麻疹（はしか）	発熱、かぜの初期症状、発疹、 結膜炎、コプリック班	解熱後3日を経過してから
4	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱、耳下の腫れ	耳下腺、顎舌腺、舌下腺の膨張が発現し5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
5	風疹（三日ばしか）	軽いかぜの症状、発熱とともに発疹	発疹が消失してから
6	水痘（みずぼうそう）	発熱、顔面、胸、背足に発疹、 水疱疹	すべての発疹が黒いかさぶたになるまで
7	結核 髄膜炎菌性髄膜炎膿	発熱、けいれん、嘔吐、咳	医師によって感染のおそれがないと認められてから
8	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎、かぜの症状	主要症状が消失して2日を経過してから
9	腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛、下痢（血便）、 発熱、嘔吐	医師によって感染の恐れが無いと認められてから
10	流行性角結膜炎（はやり目）	まぶたの腫れ、目脂、 結膜の充血とむくみ	主要症状が消失してから
11	急性出血性結膜炎	赤く腫れる、眼痛、頭痛、 発熱	医師によって伝染の可能性が無いと認められてから
12	溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、頭痛、紅色発疹	抗生剤内服開始後24～48時間経過してから
13	ノロ、ロタ、アデノウィルス等ウィルス性胃腸炎	急な嘔吐、下痢	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
14	マイコプラズマ肺炎	激しい咳、発熱、痰、のど痛 鼻症状、胸痛、頭痛	発熱や激しい咳が治まっていること
15	伝染性紅斑（リンゴ病）	両頬が、リンゴのように赤くなる。 手足に赤いレース状の発疹	発疹期には感染力がない為、全身状態の良い者は登園可能
16	ヘルパンギーナ	発熱、咽頭に赤い粘膜疹、 口腔粘膜に水疱・小潰瘍	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
17	RSウィルス感染症	発熱、鼻水、咳	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
18	突発性発疹	発熱、小さい紅斑	解熱し機能が良く、全身状態が良いこと
19	手足口病	軽い発熱、手足の平、 口腔粘膜に発疹のちに水疱疹	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
20	伝染性膿痂疹（とびひ）	水疱疹、または膿痂疹	膿痂疹が消失するまで

〈注意事項〉

- 表は、よくある病気の一例です。このほかの感染症にも停止期間があります。
- その他の疾患について伝染性の疑いのある時は、必ず医師の診断を受け、指示に従ってください。
- 感染症の発症による流行が懸念される場合は保育園閉鎖又はクラス閉鎖を実施する場合があります。



入園時に用意していただく物

	用意する品物	0歳	1歳	2歳	3～5歳
①	敷布団・毛布・バスタオル	各1	各1	各1	毛布・下敷マット
②	リュック	—	—	—	1
③	ビニールバック(着替え・汚れもの入れ)	1	1	1	1
④	手拭タオル(ループ付き)	—	1	1	1
⑤	おしぼり(食事用手拭タオル)	6	6	3	—
⑥	食事用エプロン	3	3	3	—
⑦	ビニールポーチ(A4サイズ)	1	1	1	—
⑧	コップ	—	—	—	1
⑨	歯ブラシ(歯磨き粉不要)	—	—	—	1
⑩	上靴	—	—	—	1

※①～⑩の物には名前を記入してください。

毎日補充する物（すべてに記名してください。）

	0歳	1歳	2歳	3~5歳
紙おむつ	10枚	10枚	必要な人	
パンツ			必要な人	3枚
肌着	2~3枚	2~3枚	2~3枚	2~3枚
着替え（上）（下）	3~5組	3~5組	3~5組	3~5組
よだれかけ	必要な人			
トレーニングパンツ			必要な人	
靴下（主に冬）	1~2足	1~2足	1~2足	1~2足
スーパーの袋（記名）	必要な人	必要な人	必要な人	必要な人
使用済みのオムツ入れ	1枚	1枚	1枚	1枚
ビニール袋（大）（記名） 布団が濡れたり、汚れた時 に入れる袋	1枚	1枚	1枚	1枚

毎日持参する物 《園児》

※おむつを園で処理する場合、袋は不要

	0歳	1歳	2歳	3~5歳
リュック				●
ビニールバック	●	●	●	●
ビニールポーチ	●	●	●	
おしぼり（食事・おやつ用）	●（6枚）	●（6枚）	●（3枚）	
食事・おやつ用エプロン	●（3枚）	●（3枚）	●（3枚）	
コップ				●
歯ブラシ（歯磨き粉不要）				●
お手拭きタオル（ループつき）		●（1枚）	●（1枚）	●（1枚）
連絡帳	●	●	●	
シール帳				●
※おたよりバインダー	●	●	●	●
ハンカチ・ティッシュ				●

※おたよりバインダーはお手紙があるときに持ち帰ります。翌日持参してください。

教材購入について

品名	値段	0歳	1歳	2歳	3~5歳
送迎カードケース	160円	●	●	●	●
カラー帽子	600円	○	○	○	○
日よけ付カラー帽子	1,120円	○	○	○	○
おたよりバインダー	500円	●	●	●	●
個人シール	40円	●	●	●	●
ゴム印(氏名印)	280円	●	●	●	●
乳児用連絡帳	200円	●			
連絡帳(1・2歳)	147円		●	●	
シール帳	410円				●
シール帳シール	270円				●
クレヨン	500円				※
ハサミ(右手用・左手用)	300円				※
のり	220円				※
お絵かき帳	240円				※
クーピーペンシル(12色)	710円				※
おもいでバインダー	480円	●	●△	●△	入園時1冊は購入
防災クッション	4,100円				※
メロディオン(32鍵・ホース入)	5,500円				※(4・5歳)
メロディオンホース	500円				※(4・5歳)
お道具箱(イエロー)	560円				●
ねんど	340円				●
ねんどケース(へら付)	380円				●
ねんど板	490円				●
お昼寝用シーツ	2,500円				※
体操服・半袖(上)	2,150円				●
体操服・半ズボン	1,750円				●
体操服・長袖(上)	3,300円				△
体操服・長ズボン	3,300円				△
数ワーク	3歳・4歳・5歳 440円				●
文字ワーク	420円				●(5歳)

(注)●印は、全員購入の品物です。

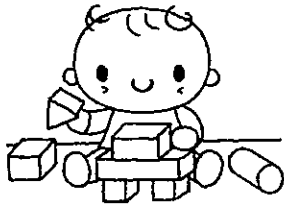
(注)○印は、どちらかを購入して頂く品物です。

(注)△印は、希望購入です。

※印は、園でも購入できますが、類似のものを各自用意していただいても構いません。

〔体操服の購入について〕

本園は3歳児クラスより体操教室をおこなっております。活動しやすいように体操服の着用をお願いしております。



必要な届出



次の場合は、直ちに園長に届け出てください。用紙はすべて保育園にありますので、申し出てください。

<p>① 延長保育の実施を必要とする 延長保育の変更を必要とする</p>	<p>⇒「延長保育利用申込書」 ⇒「延長保育利用申込書」</p>
<p>② 教育・保育給付認定の内容、保育の実施を必要とする理由に変更がある 例) 就労事由から出産事由へ変更</p>	<p>⇒「教育・保育給付認定内容変更申請書」 添付書類が必要なことがあります。 (母子手帳の写し等)</p>
<p>③ 仕事(勤務先)を変える</p>	<p>⇒「保育所入所申込書記載事項(勤務先)変更届」「就労証明書」</p>
<p>④ 市内で住所を変更した</p>	<p>⇒「教育・保育給付認定届出事項変更届」</p>
<p>⑤ 祖父母又は父母が別居、同居するようになった 兄弟が増えた</p>	<p>⇒「保育所入所申込書記載事項(世帯員)変更届」</p>
<p>⑥ 保護者又は児童の氏名が変わった</p>	<p>⇒「教育・保育給付認定届出事項変更届」</p>
<p>⑦ 市外に転出する (転出後も市原市の保育施設を継続して利用する場合は、保育課へご連絡ください。)</p>	<p>⇒「保育所退所届」</p>
<p>⑧ 途中で保育園をやめたいとき、又は仕事をやめたなど、家庭で保育ができるようになった</p>	<p>⇒「保育所退所届」</p>
<p>⑨ 転居、転勤先変更等により、途中で別の保育所に移りたい。(ただし、保育所の定員等により希望通りにならない場合もあります。)</p>	<p>⇒「保育所等転所願」</p>
<p>⑩ 児童が病気にかかったり、その他身体上に何かあったり、母や同居の家族が、母子感染等の恐れのある病気も連絡をください。</p>	<p>⇒直ちに園長に連絡してください。</p>